

教育委員会定例会日程

平成26年1月23日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第1号

平成26年度学校教育の基本方針及び取組の重点について (教育指導課)

日程第2

報告第1号

事務の臨時代理の報告(学校教育法施行細則の一部を改正する規則)について
(教育総務課)

5 報告事項

(1) 塔ノ峰青少年の家の廃止について【非公開】 (資料1 青少年課)

6 協議事項

(1) 平成26年度予算について【非公開】
(資料2 教育部・文化部・子ども青少年部)

(2) 平成25年度3月補正予算について【非公開】
(資料3 教育総務課・生涯学習課)

(3) 小田原市学校施設整備基本計画について【非公開】 (資料4 教育総務課)

7 議事

日程第3

議案第2号

小田原市社会教育委員条例の一部を改正する条例について【非公開】
(生涯学習課)

日程第4

議案第3号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について【非公開】
(生涯学習課)

8 その他

9 閉 会

議案第 1 号

平成 26 年度 学校教育の基本方針及び取組の重点について

平成 26 年度 学校教育の基本方針及び取組の重点について、議決を求める。

平成 26 年 1 月 23 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

平成26年度 学校教育の基本方針及び取組の重点

基本方針

小田原市教育委員会は、“小田原市教育都市宣言”及び“学習指導要領”の趣旨や目的を踏まえて策定した“小田原市学校教育振興基本計画”に基づき、**子どもの夢と希望をはぐくむ教育**を推進します。そして、子ども、保護者、地域の方々、教職員のそれぞれの願いを大切にしながら、「命を守る教育のまち」「地域ぐるみの教育のまち」「市民から信頼される教育のまち」をめざしていきます。

そのために、**学校、家庭、地域がそれぞれの役割を明確にし、お互いが支えあい協働しながら魅力ある学校づくり**を展開することを通して、**3つの心と3つの力**をもった「未来を拓くたくましい子ども」を育てていきます。



めざす子どもの姿

3つの心と3つの力を持った未来を拓くたくましい子ども

3つの心

温かい心

人としての優しさ、愛情、真心、命を大切に作る心など

広い心

思いやり、寛容な心、人の役に立とうとする心など

燃える心

困難を乗り越え、何事にも挑戦する強い心など

3つの力

関わる力

自分の周りの人や自然などのあらゆる事象に興味・関心を持ち、意欲的な関わりを通して、それらを理解し、共生していこうとする力

学ぶ力

目的意識を持って主体的に学習に取り組み、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、問題を解決していく力

創る力

習得した力を基に、考えたり表現したりする活動を通して、実生活などの場で、活用・探究していく力

基本目標

3つの心と3つの力を持った未来を拓くたくましい子ども

社会を生き抜く力の養成

小田原ならではの教育スタイルの確立

教育環境の整備・改善・充実

1 確かな学力の向上

2 豊かな心の育成

3 健やかな体の育成

4 幼児教育（就学前教育）の推進

5 これからの社会に対応した教育の推進

6 様々な教育的ニーズに対応した教育の推進

7 未来へつながる学校づくりの推進

8 教職員の資質の向上とよりよい教育体制の確立

9 教育環境の改善・充実

10 教育的効果を高める教育行政の推進

取組の重点

地域一体教育と幼保・小・中一体教育の推進

子ども一人一人の幸せと成長を願い、学校・家庭・地域が一体となった**地域一体教育**と幼稚園・保育所・小学校・中学校が一体となった**幼保・小・中一体教育の連動**を図り、『**未来へつながる学校づくり**』を推進します。

- 各校に配置された、学校と保護者や地域の方を結ぶコーディネーターと連携して、教育活動全般にわたって、さらなるスクールボランティア活動の充実を図ります。
- 就学前教育から義務教育終了までを見通して、それぞれの教育目標をふまえた、関連性・連続性のある教育活動を展開することにより、生涯学習の基礎・基本を培っていきます。

知

確かな学力の向上

「基礎的な知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学習意欲」などの確かな学力の向上をめざします。

- ★「わかる授業」「考え表現する授業」を充実させるために、**積極的な授業公開・授業研究や多面的な授業評価**等を行っていきます。
- 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、さらなる指導方法の工夫・改善に取り組みます。

徳

豊かな心の育成

教育活動全体を通して、「自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心」、「生命や人権を尊重する心」、「感動する心」、「挑戦する心」など豊かな心をはぐくむ教育をめざします。

- ★子どもの心の安定と規範意識の向上を図るために、保護者や地域の方とともに、「**おだわらっ子の約束**」を実行していきます。
- 子どもの感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするために、読書活動を推進します。

体

健やかな体の育成

★生涯にわたり、主体的に運動に取り組み、**体力の向上**を図るとともに、生活リズムを整え、自ら「**食**」と関わり、自らの健康を適切に管理・改善できる子どもの育成をめざします。

コミュニケーション能力の向上

相手の考えや思いをしっかりと受けとめ、自分の考えや思いを積極的に表現するなどして、コミュニケーション能力（関わる力）を発揮できる子どもの育成をめざします。

きめ細やかな児童・生徒指導の推進

★**好ましい人間関係づくり**に努め、子ども一人一人の居場所づくり・絆づくりの充実を図ります。不登校への対応やいじめをはじめとする問題行動の解消への取組を一層推進します。

支援教育の充実

★さまざまな課題をもつ子ども一人一人への適切かつ柔軟な指導の充実をめざします。**保護者との連携**を図っていくとともに、交流及び共同学習を推進していきます。

郷土を愛し、大切に学習の充実

★郷土の偉人、自然、歴史・文化などに関わり学ぶことを通して、郷土を愛し、大切に学習の充実を図るとともに、**小田原や学区、学校に誇り**を持つ子どもの育成をめざします。

子どもの安全・安心の確保

学校における安全指導・安全管理の徹底を図るとともに、家庭・地域との密接な連携のもとに、子どもの安全・安心の確保の一層の推進を図ります。（防災・防犯・交通安全教育）

※ 各学校は、上記の重点のうち、★の取組（特に**ゴシック文字**で示すもの）を、**学校評価の共通評価項目**として設定します。

教職員の資質・指導力の向上

OJTによる人材育成や研修のあり方、校内研究の充実を見直すことなどにより、教職員が使命感と情熱を持って、互いに学び合い、高め合い、それぞれの資質、指導力の向上に努めます。

めざす姿

愛情と情熱 実践的指導力 教養と専門性 向上心 豊かな人間性 を兼ね備えた教職員

報告第 1 号

事務の臨時代理の報告（学校教育法施行細則の一部を改正する規則）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 26 年 1 月 23 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第3条 この細則で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>認定特別支援学校就学者</u> 施行令第5条第1項に規定する「<u>認定特別支援学校就学者</u>」をいう。</p> <p>(5) <u>視覚障害者等</u> 施行令第5条第1項に規定する「<u>視覚障害者等</u>」をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この細則で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>視覚障害者等</u> 施行令第5条第1項に規定する「<u>視覚障害者</u>」、「<u>聴覚障害者</u>」、「<u>知的障害者</u>」、「<u>肢体不自由者</u>」及び「<u>病弱者</u>」をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>
<p>(入学期日等の通知及び学校の指定)</p> <p>第5条 就学予定者のうち、<u>認定特別支援学校就学者</u>以外の者についてのその保護者に対するその入学期日についての通知及びその就学すべき市立の小学校又は中学校についての指定は、就学通知書（様式第2号）をもってする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(入学期日等の通知及び学校の指定)</p> <p>第5条 就学予定者のうち、<u>視覚障害者等</u>以外の者についてのその保護者に対するその入学期日についての通知及びその就学すべき市立の小学校又は中学校についての指定は、就学通知書（様式第2号）をもってする。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>第6条 前条の規定は、新たに学齢簿に記載された児童生徒等（<u>認定特別支援学校就学者</u>及び市立の小学校又は中学校に在学するものを除く。）、学齢児童及び学齢生徒のうち<u>認定特別支援学校就学者</u>以外の者で市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に在学しその全課程を修了する前に退学したもの並び</p>	<p>第6条 前条の規定は、新たに学齢簿に記載された児童生徒等（<u>視覚障害者等</u>及び市立の小学校又は中学校に在学するものを除く。）、学齢児童及び学齢生徒のうち<u>視覚障害者等</u>以外の者で市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に在学しその全課程を修了する前に退学したもの並びに市立の小学校又は中</p>

に市立の小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等についてのその保護者に対する入学期日の通知及び就学すべき市立の小学校又は中学校の指定について、準用する。

(区域外就学等)

第9条 児童生徒等を市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に就学させることについての届出は、区域外就学等届(様式第6号)をもってしなければならない。

第10条 他の市町村に住所の存する児童生徒等を市立の小学校又は中学校へ就学させようとすることについての願い出は、区域外就学願(様式第7号)をもってしなければならない。

2 他の市町村に住所の存する児童生徒等の市立の小学校又は中学校への就学の承諾を与えたときは、区域外就学承諾書(様式第8号)を交付するとともに、当該児童生徒等を就学させるべき市立の小学校又は中学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び就学期間を区域外就学通知書(様式第9号)をもって通知する。

(学齢児童及び学齢生徒の中途退学)

第11条 市立の小学校又は中学校に在学する学齢児童及び学齢生徒を小学校又は中学校の全課程を修了する前に退学させようとするときは、その保護者は、当該学校の校長に対し退学届(様式第10号)をもって届け出な

学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等についてのその保護者に対する入学期日の通知及び就学すべき市立の小学校又は中学校の指定について、準用する。

(区域外就学等)

第9条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者を市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に就学させることについての届出は、区域外就学等届(様式第6号)をもってしなければならない。

第10条 他の市町村に住所の存する児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者を市立の小学校又は中学校へ就学させようとすることについての願い出は、区域外就学願(様式第7号)をもってしなければならない。

2 他の市町村に住所の存する児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者の市立の小学校又は中学校への就学の承諾を与えたときは、区域外就学承諾書(様式第8号)を交付するとともに、当該児童生徒等を就学させるべき市立の小学校又は中学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び就学期間を区域外就学通知書(様式第9号)をもって通知する。

(学齢児童及び学齢生徒の中途退学)

第11条 市立の小学校又は中学校に在学する学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等以外の者を小学校又は中学校の全課程を修了する前に退学させようとするときは、その保護者は、当該学校の校長に対し退学届(様式第

ればならない。

第12条 学齢児童及び学齢生徒で市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に在学するものが、小学校又は中学校の全課程を修了する前に退学したことについての通知は、退学通知書（様式第11号）をもってしなければならぬ。

10号）をもって届け出なければならぬ。

第12条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等以外の者で市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に在学するものが、小学校又は中学校の全課程を修了する前に退学したことについての通知は、退学通知書（様式第11号）をもってしなければならぬ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

学校教育法施行令の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

学校教育法施行令が一部改正され、視覚障害者等の就学に関する手続が変更されたことに伴う所要の規定の整備を行うこととする。（第3条、第5条、第6条及び第9条～第12条関係）

[適 用]

公布の日

塔ノ峰青少年の家の廃止について

1 施設概要

- (1) 開 所 昭和39年8月7日
- (2) 所 在 小田原市久野4866番地の2
- (3) 施 設
宿舎（木造2階建て）1棟 … 宿泊人数 50人
バンガロー14棟 … 宿泊人数 75人
常設テント（夏季のみ）10張 … 宿泊人数 50人
セントラルロジ（講堂）／テントデッキ／運動広場
キャンプファイヤー場／キャンプサイト／共同炊事場／野外トイレ
- (4) 土 地（5.2ha）
①所有者 小田原市外二ヶ市町組合
②使用者 小田原市（小田原市長）

2 現 状

- (1) 施設の老朽化
・建築物 50年近くが経過し老朽化した木造建築物
・水道施設 近隣の沢の伏流水をポンプでくみ上げ
（ポンプ稼動用の電気設備を含めた水道施設全体が老朽化）
- (2) 利用人数の減少
（宿泊人数）
・昭和44年度 8,741人（最多人数）
・平成24年度 1,570人
- (3) 近隣への類似施設の整備
・いこいの森（小田原市久野）
・足柄ふれあいの村（南足柄市内）
- (4) 管理体制
・臨時職員（住み込み）の高齢化
- (5) 維持管理費用
・支出（年間・維持管理） 7,383千円（平成25年度予算額）
・収入（年間・施設使用料） 340千円（同 上）
- (6) 宿舎の利用中止
・老朽化や耐震性等を考慮し、平成25年4月から宿舎の利用を中止

3 今後のあり方

塔ノ峰青少年の家は、今年で開設から50年目を迎え、施設全体が老朽化している。近年では、耐震工事や防災上の改修工事などが未実施であることの課題に加え、水道設備の故障など施設維持の根幹に関わる箇所での問題も発生している。

このため、利用者が今後も安全に施設を利用していけるようにするためには、現在利用を中止している宿舎や、沢の伏流水をくみ上げている水道設備も含め、施設全体の早期における大規模改修が必要不可欠な状況にある。

しかしながら、開設時に比べ、子どもたちの活動スタイルが多様化したことや、近隣に複数の類似施設が整備されてきていることなどを受け、施設の利用人数は大幅に減少し、塔ノ峰青少年の家に対する市民ニーズは大きく低下している。

このため、本市の財政状況及び費用対効果の観点から考えたとき、改修等に多額の費用投資を行い、さらに、現状の維持管理費を大きく上回る費用負担をしてまでも、施設利用を継続していく必要性は薄まっているものと思料される。

また、利用者については、限られた特定の団体に属する人たちが繰り返し利用している傾向があり、これらの利用者に対しては、近隣の類似施設等の利用を案内することや、今後の施設廃止までに1年以上の周知期間を設けることなどにより、その活動に支障を来すことはないものと思われる。

よって、これらのことを総合的に勘案の上、青少年の体験・交流学习施設としての塔ノ峰青少年の家については、長年にわたる一定の役割を果たしたものとして、平成26年度末をもって廃止しようとするものである。

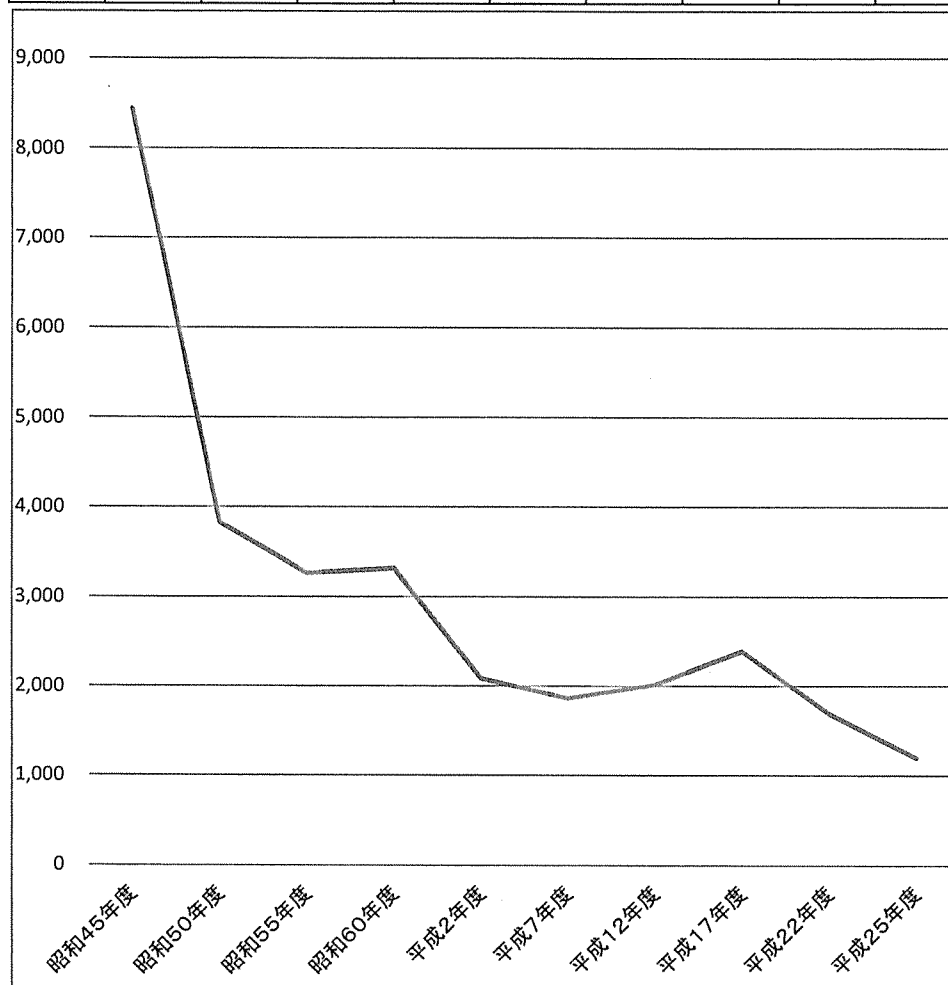
4 今後の予定

- 平成26年2月 6日 … 政策会議付議
- 平成26年2月20日 … 市議会厚生文教常任委員会への報告
- 平成26年5～6月 … パブリックコメントの実施
- 平成26年7月 … 教育委員会定例会
「塔ノ峰青少年の家条例を廃止する条例案の提出について」
- 平成26年9月 … 市議会へ「塔ノ峰青少年の家条例を廃止する条例案」を上程
- 平成27年3月31日 … 塔ノ峰青少年の家（施設全体）を廃止

1 昭和45年度以降の利用人数(宿泊人数)推移(5年ごと)

【単位:人】

昭和45年度	昭和50年度	昭和55年度	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
8,444	3,824	3,264	3,318	2,092	1,867	2,018	2,392	1,693	1,200



※平成25年度は見込み

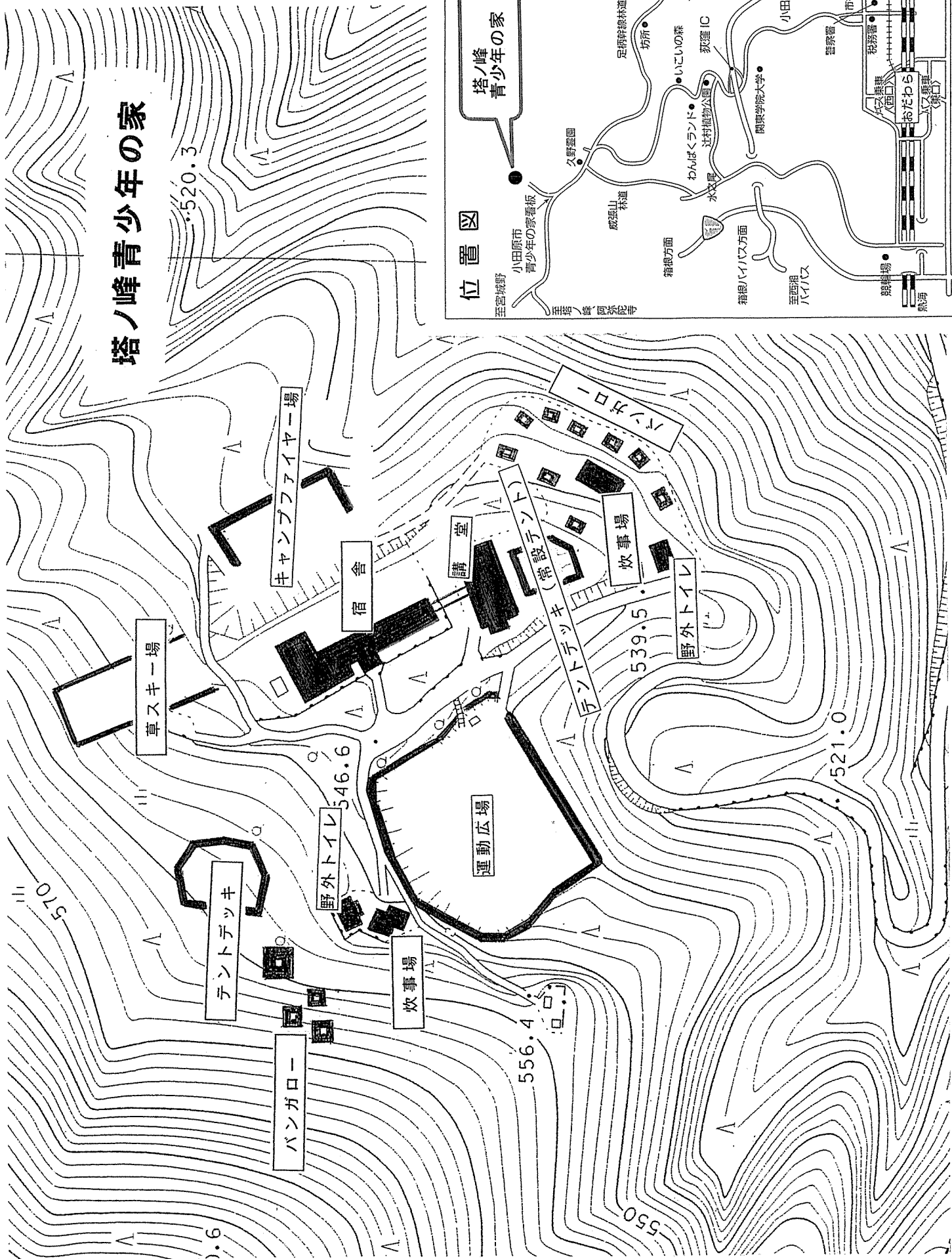
2 維持管理費(平成25年度予算)

①人件費(管理人賃金等) 常駐(住み込み)2人/夏季アルバイト1人	2,876千円
②光熱費	1,255千円
③維持修繕料	800千円
④施設管理委託料	1,090千円
⑤その他(消耗品費等)	1,362千円

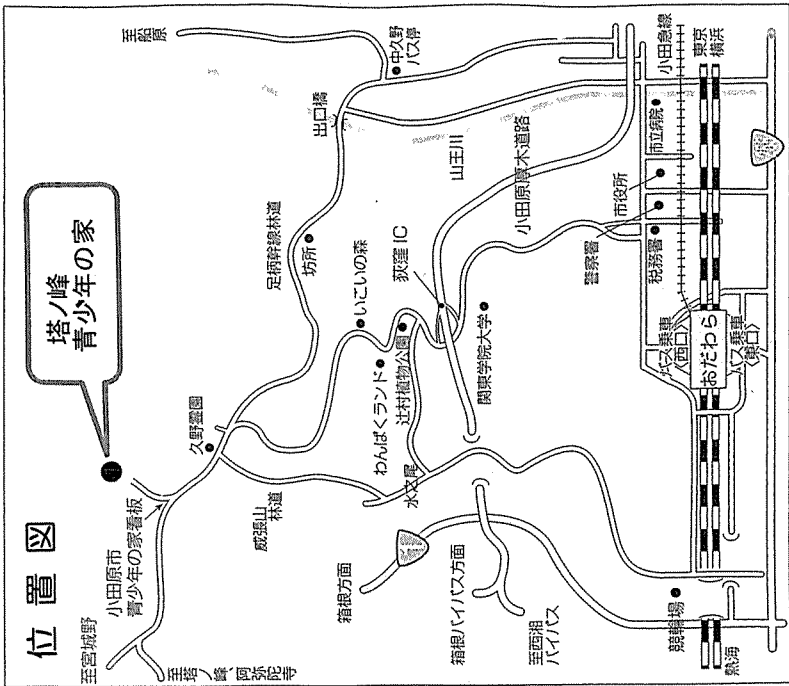
合計	7,383千円
----	---------

※施設使用料収入(年間・歳入) 340千円

塔ノ峰青少年の家



位置図



平成26年度予算(教育費)の概要

(単位：千円)

教育総務費

主な事業		概要	26年度当初 予算額(案)	25年度当初 予算額	備考
1	未来へつながる学校づくり 推進事業	小田原の子どもたちの豊かな心の育ちを願い、学校長の裁量のもと、学校、保護者、地域が一体となって各学校の特性にあった事業を展開し、未来へつながる学校づくりを推進する。	10,430	11,000	
2	学校支援地域本部事業	中学校区を単位として、地域の実態に応じ、学校が必要とする活動について学校支援ボランティアの活動を充実し、地域ぐるみで子どもの学びと育ちを支える体制をつくり、地域一体教育や幼保・小・中一体教育の推進を図る。	5,276	5,075	
3	特別支援教育推進事業	学習障害や集団への不適応など、教育上配慮を要する子どもたちに対応するため、支援スタッフや専門支援チームを学校に派遣する。	82,284	81,879	
4	生徒指導員派遣事業	生徒指導上の問題で学級運営に支障を来すことが考えられ、その指導のために特に必要となった中学校へ生徒指導員を派遣する。	13,042	13,045	
5	教育ネットワーク整備事業	全小、中学校において校務や情報教育に用いている回線、ハードウェア、ソフトウェア等の教育ネットワークシステムの更新・整備を行う。(平成25年11月から平成30年10月まで5年間の債務負担行為)	157,222	経常 46,269 政策 66,156	政策的経費から経常的経費へ区分変更
6	高等学校等奨学金事業	経済的に修学が困難であり、かつ成績優良な市内在住の高校生を対象に、修学に係る学資の一部を小田原市奨学金基金を財源に奨学金として支給する。	3,000	3,009	
7	不登校対策支援モデル事業	教室へ復帰するためのステップの場として中学校に設置している校内支援室に指導員を配置する。	5,104	5,105	
8	共同研究事業	文部科学省の実施要項に基づき、小学校5年生及び中学校2年生を対象に「新体力テスト」を実施し、その結果を集計・分析して体育・スポーツ活動の指導など子どもの体力向上に活用する。	454	500	
9	図書活動推進事業 (学校司書派遣事業)	小・中学生の読書活動を推進するため、学校図書館の業務を専任する学校司書を配置し、学校図書館の効果的な運営を図る。	25,485	25,485	事業名変更
10	防災教育事業	児童生徒や保護者・地域住民の防災意識向上のため、防災パンフレットを作成する。 また、大学、研究機関等の専門家を「学校防災アドバイザー」として派遣し、学校への指導・助言等を行う。	632	336	一部学校教材等整備事業から統合

平成26年度予算(教育費)の概要

小学校費・中学校費・幼稚園費

主な事業		概要	26年度当初 予算額(案)	25年度当初 予算額	備考
1	小学校維持管理工事	・校舎防水改修工事 ほか	調整中	22,328	
2	少人数指導スタッフ事業	基礎的な生活習慣の確立等により学力の定着を図るため、小学校2年生について、35人以下学級を編制する際に必要なスタッフを配置する。	9,947	8,007	
3	スタディサポートスタッフ事業	小学校において、少人数指導を効果的に行うため、教員補助者を配置する。	21,113	21,880	
4	片浦小学校小規模特認校制度推進事業	平成24年4月から小規模特認校制度を導入した片浦小学校について、その特色・魅力づくりとして、放課後子ども教室等を実施する。	4,998	5,114	
5	小学校外国語指導助手派遣事業	新学習指導要領の実施に伴う、小学校5・6年生における英語を中心とした「外国語活動」を実践するため、小学校に外国語指導助手を派遣する。	17,725	17,725	
6	おだわらっこドリームシアター事業	質の高い芸術文化に触れ、体感することにより、豊かな感性や感覚を持つ心を育てる。引き続き劇団四季の「こころの劇場」を活用し実施する。	875	850	
7	中学校維持管理工事	・校舎防水改修工事 ほか	調整中	28,200	
8	新学習指導要領対応非常勤講師配置事業	中学校において、免許教科外教科教員で対応せざるを得ない場合、及び新学習指導要領の実施により増加した授業時間に対応するため、非常勤講師を派遣する。	7,376	7,641	
9	幼稚園維持管理工事	・園舎防水改修工事 ほか	調整中	0	

平成26年度予算(教育費)の概要

社会教育費

主な事業		概要	26年度当初 予算額(案)	25年度当初 予算額	備考
1	指導者養成研修事業	高校生から成人を対象とした段階的かつ実践的な研修を実施し、地域の担い手(指導者)を発掘するとともに、指導者の資質向上を図る。	727	727	
2	指導者派遣事業	小学校や地域が実施する体験学習に指導者を派遣することにより、子どもたちに感動や体験が得られる機会をより多く提供する。	334	324	
3	地域・世代を超えた体験学習事業	地域の資源や環境を生かした体験学習プログラムを通じて、自立心や創造力など豊かな人間性を育むとともに、大人(指導者)との世代を超えた交流を図る。	1,798	1,748	
4	地域体験学習事業	地域単位での体験学習事業を実施することで、より多くの子ども達に体験学習を提供していくとともに、郷土愛や地域における世代間交流の高揚を図る。	100	300	
5	指定文化財等保存管理事業(長興山枝垂桜樹勢回復事業)	樹勢の衰退が懸念される市指定天然記念物「長興山の枝垂桜」の樹勢回復事業。26年度は4か年計画の最終年度である。	/	2,200	
6	文化財保存修理等助成事業	県指定文化財である報徳博物館の二宮尊徳関係資料や飯泉の勝福寺本堂、また、市指定文化財である玉宝寺の五百羅漢像について、修理費の一部を助成するとともに、小田原民俗芸能保存協会の後継者育成事業費の一部を助成する。	1,027	708	
7	緊急発掘調査事業	埋蔵文化財包蔵地内で、開発行為等の工事により遺跡が破壊される場合、試掘調査や個人及び併用住宅等の開発に対する本格調査を実施し、遺跡の記録保存を行う。	48,628	49,242	
8	本丸・二の丸整備事業(御用米曲輪整備費)	御用米曲輪における戦国時代の遺構の全容を把握するため、平成26年度も引き続き平場部分の発掘調査を行うとともに、土塁切り通し部分の擁壁設置や樹木整理などの修景整備工事を行う。	40,385	54,744	
9	住吉橋現状調査・設計関係費	平成元年の復元から相当の年月が経過したことにより、経年劣化等が著しい住吉橋の現状調査を行うとともに、整備方針等の検討を行う。	/	0	新規
10	天守模型調査関係費	天守木造化の可能性を探る調査・研究の一環として、平成25年度に引き続き、小田原城天守雛形等の調査を行う。	/	2,279	
11	史跡石垣山保全対策事業	平成25年度から実施している井戸曲輪内北東側石垣の保全対策工事を継続して行うとともに、併せて工事監理も行う。	12,700	12,000	
12	史跡等用地取得事業	小田原城総構の香林寺山西用地の一部を公有地化する。	8,366	248,929	
13	早川石丁場群整備事業	早川石丁場群の史跡指定に向けての準備作業として、平成25年度に行っている詳細測量に引き続き、平成26年度はこれまでの調査の報告書を刊行する。	1,617	7,000	

平成26年度予算(教育費)の概要

主な事業		概要	26年度当初 予算額(案)	25年度当初 予算額	備考
14	キャンパスおだわら事業	誰もが気軽に生涯学習に取り組むことができるよう、また、市民主体の生涯学習を実現するため、「学習講座の提供」、「学習情報の収集及び発信」、「学習相談」などを一体化した総合的な生涯学習を、市民とともに推進する。	20,444	20,176	
15	図書購入費	市立図書館、かもめ図書館、自動車文庫の図書資料等(図書、新聞、定期刊行物等)を購入する。	18,043	17,863	
16	市立図書館小荷物専用昇降機改修工事	市立図書館の小荷物専用昇降機は昭和46年の書庫の増設に伴い設置されてから40年余が経過しており、経年劣化により着床位置に正確に停止できない状況であることから、全面的な改修を実施する。	/	/	新規(単年度事業)
17	貴重資料保存事業	図書館が所有する貴重資料の保存・公開等を図るため、資料の脱酸処理やデジタルデータ化を推進する。	/	/	
18	板橋の文化資産活用事業	内野邸をはじめとする板橋周辺の歴史的建造物や史跡などの文化資産を活用し、地域の魅力を広く発信して活性化を図る。	1,200	0	新規
19	博物館構想策定委員会運営事業	郷土の重要資料を未来に伝え、地域固有の資産として活用する拠点となる施設の整備に向け、本市における博物館の在り方の指針となる博物館構想(基本構想・基本計画)を策定するため、外部有識者等で構成する「博物館構想策定委員会」を開催する。	300	0	新規
20	嚶鳴フォーラムin小田原開催事業	ふるさとの先人を通して、まちづくり、人づくり、心そだてを目指す自治体が一堂に会し、歴史上の人物を通して、よりよき地域づくりへの道とともに学び、探りあい、それぞれの地域での取組みと、フォーラムでの成果を全国に情報発信する。	2,400	0	新規(単年度事業)
21	尊徳記念館中央監視装置改修工事	尊徳記念館の中央監視装置の改修工事を実施する。	/	/	新規(単年度事業)
22	学校プール開放管理謝礼金(増額分)	PTAが事業主体として実施している学校プール開放において、警備業法に対応し、監視員を2名以上配置した安全な監視体制のもとで運営できるよう、各校に支出している管理謝礼金予算を増額し、事業の安全と維持充実を図る。	5,658	2,288	

平成25年度3月補正予算要求概要

平成26年3月

(歳入)

(単位：千円)

科目	補正額	主な内容	
(項) 国庫補助金 (目) 教育費補助金	128,157	学校施設環境改善交付金	
(項) 市債 (目) 教育債	305,100	義務教育施設整備事業債	298,500
		社会教育施設整備事業債	6,600
合計	433,257		

(歳出)

(単位：千円)

科目	補正額	主な内容	財源内訳			
			国庫支出金	地方債	その他	一般財源
(項) 小学校費 (目) 学校管理費 小学校教育 環境整備経費	233,180	学校施設維持・管理事業 ・工事請負費 屋内運動場非構造部材耐震化 外壁改修 受水槽等改修 トイレ改修 特別教室空調設備設置	69,954	162,900		326
(項) 中学校費 (目) 学校管理費 中学校教育 環境整備経費	178,230	学校施設維持・管理事業 ・工事請負費 屋内運動場非構造部材耐震化 受水槽等改修 トイレ改修 特別教室空調設備設置 屋外給水管改修	53,469	124,600		161
(項) 幼稚園費 (目) 幼稚園費 幼稚園教育 環境整備経費	15,780	施設維持・管理事業 ・工事請負費 保育室空調設備設置	4,734	11,000		46
合計	427,190		128,157	298,500		533

地方債補正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育施設整備事業費	6,600	普通貸借又は債券発行。 事業の進ちよくその他の都合により起債前借又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還をすること又は低利債に借り換えることができる。

変 更

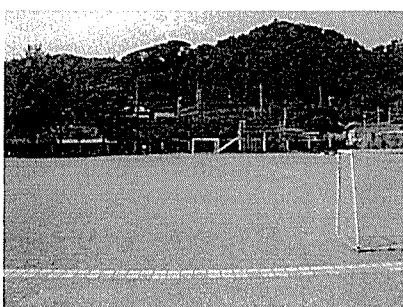
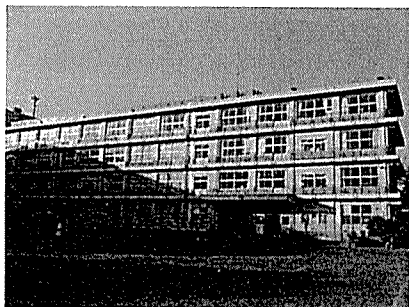
(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
義務教育等施設整備事業費	534,300	普通貸借又は債券発行。 事業の進ちよくその他の都合により起債前借又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還をすること又は低利債に借り換えることができる。	832,800	補正前に同じ		

小田原市学校施設整備基本計画

～校舎リニューアル整備計画再検討報告書～

(案)



平成26年1月

小田原市教育委員会

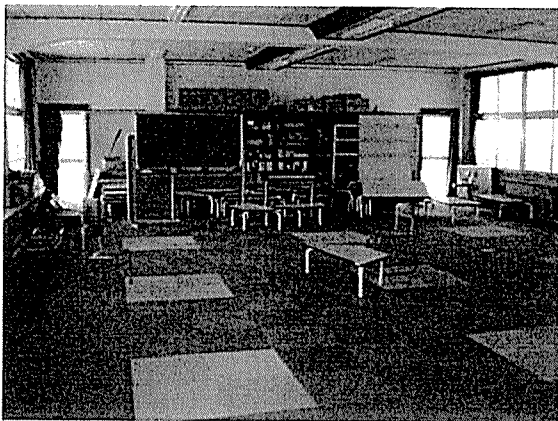
目次

1	まえがき	1
2	現状、分析と課題	2
	(1) 現状	2
	(2) 分析	3
	(3) 課題	6
3	基本方針	7
	(1) 基本的な考え方	7
	① 安全で快適な教育環境の整備	7
	② 学校ICT化の推進	9
	③ 災害対策の強化	9
	(2) 方向性	9
	① 短期計画（緊急度の高い修繕）	10
	② 中期計画（長寿命化計画、施設機能の向上）	10
	③ 長期計画（建替え（統廃合）計画）	11
4	整備の方向性	13
	(1) 建築物及び付属施設等の整備	13
	① 校舎・園舎	13
	② 屋内運動場	13
	③ プール（水槽、歩廊、ろ過機）	13
	④ 共同調理場・学校給食センター	14
	⑤ 付属施設及び工作物	14
	(2) 建築物（天井、床等）及び設備（機械、電気）の工種ごとの整備	14
	① 屋上等の防水改修	14
	② 外壁改修	15
	③ 内装改修	15
	④ トイレ改修	15
	⑤ 機械設備	15
	⑥ 電気設備	16
	⑦ 非構造部材の耐震化	16
	(3) 校庭（園庭）	17
	① 芝生化	17
	② 樹木剪定	18
	(4) 教育ネットワークシステム	18
	(5) 環境整備	19
	① 創・蓄・省エネルギー	19
	② 内装の木質化	19
	③ バリアフリー化	19
	④ 焼却炉撤去	20
	⑤ PCB使用機器廃棄	20
	⑥ アスベスト対策	20
	(6) その他	20
	① 余裕教室	20
	② 避難所としての整備	21
	③ 武道場の整備	21
5	整備スケジュール	22
6	施設整備の実施に向けて	25

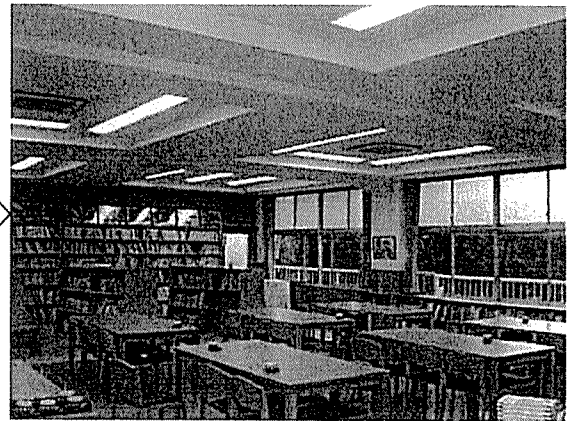
1 まえがき

本市では、平成16年3月に「小田原市立小中学校校舎リニューアル整備計画」（以下「整備計画」という）を策定し、モデル校として白山中学校を始め、早川小学校、千代小学校で、施設の老朽化対策や当時開始した総合的な学習などの教育内容の多様化に対応するための整備を行ってきた。

しかし、整備計画策定後10年が経過し、当時対象とした学校施設はもとより、給食調理場や学校給食センターなどの施設も老朽化が進み、子どもたちを取り巻く教育環境に支障が出ていること、また、教育内容や使い勝手の変化に伴い、内部の改修等の必要性が生じていることから、平成25年3月に策定された「小田原市学校教育振興基本計画」を基に整備計画を見直し、新たに「小田原市学校施設整備基本計画」を作成し、本計画に基づき、学校施設に共同調理場や学校給食センターを含めて老朽化対策及び教育環境の計画的な整備を行うこととする。



改 修 前



改 修 後

《早川小》

2 現状、分析と課題

(1) 現状

本市では、昭和30年代から、第二次ベビーブーム世代の就学による児童生徒数の増加に対応するため、新たな学校の建設や、木造校舎の鉄筋化を含む校舎の新增築、改築を行ってきた。

その結果、小田原市立の学校数は、平成26年1月現在、幼稚園6園、小学校25校、中学校11校であるが、校舎・渡り廊下及び屋内運動場の棟数は、幼稚園6棟、小学校93棟、中学校59棟となっている。

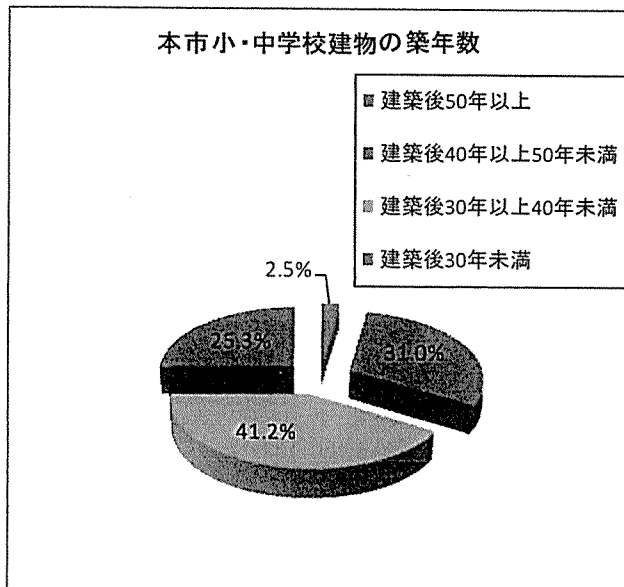
また、学校給食施設についても学校施設と併せて整備を進めてきたところであり、施設数は現在、学校給食センター1棟及び共同調理場3場3棟となっている。

現在では子どもたちの人数も減少している中で、新築の予定はないものの、建築後30年以上経過した建物は118棟(74.7%)、40年以上経過したものも53棟(33.5%)となっていることから、構造体のほかに屋上防水、外壁、内装、また機械器具等についても老朽化が顕著となっており、多額の予算が必要となっている。

整備計画では、文部科学省が提唱した「ゆとり教育」の円滑な実践に資するため、市域を3ブロックに分けて優先順位を付け、教育環境を整備するリニューアル事業を10年間で15校実施することとしたが、東海地震や神奈川県西部地震など、大きな地震の発生が懸念されていることから、児童生徒の安全確保を最優先課題と捉え、校舎及び屋内運動場の耐震補強工事に取り組み、平成21年度に耐震補強工事は完了したが、一方で、それ以外の整備は計画どおりに進められず、リニューアル事業も10年間で3校3棟の実施にとどまっている。

また、学校施設全体の維持保全の方針が明確でなかったことから、施設のメンテナンスについて積極的な財政措置を講ずることができなかった。

このため、多くの学校施設で雨漏り、外壁剥離、天井、壁や床の汚損といった学習環境を維持していく上で支障となる状態が顕著となっている。また、各電気設備、機械設備の老朽化や特にトイレの悪臭といった環境面での不具合も見られ、このままでは施設を使用することができなくなるおそれがある。



(平成25年3月時点)

経過年数	棟数	割合
建築後50年以上	4	2.5%
建築後40年以上50年未満	49	31.0%
建築後30年以上40年未満	65	41.2%
建築後30年未満	40	25.3%
計	158	100.0%

※建物は校舎と屋内運動場を指す。
 ※建築後30年以上経過した建物は小学校68棟、中学校44棟、幼稚園6棟の合計118棟、全体(158棟)の74.7%

※耐用年数の目安(参考)

(学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議：「学校施設老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」(平成25年3月)より抜粋)

法定耐用年数については、鉄筋コンクリート造の学校施設の場合、60年又は47年となっているが、これは、飽くまで税務上、減価償却費を算定するためのものである。実際の学校施設の物理的な耐用年数はこれより長く、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70～80年程度、さらに、技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能である。こうしたことから、法定耐用年数の超過を重視して改築の判断をすることには慎重になる必要がある。

(2) 分析

整備計画では、整備に対する優先順位を付けるため、ブロック別に分けた学校ごとに「優先度ランク表」に掲げた項目について評価を行い、その結果、各ブロック毎で小学校3校、中学校2校を選定した。

しかしながら、耐震補強工事は完了したものの、結果的には当初計画したリニューアルについては5分の1しか整備できなかったこと、選定から9年が経過し、学校施設全般に老朽化が進行していること、教育環境に対する新たなニーズが生じていることなどから、整備計画自体の見直しを図る必要が生じた。

見直しに当たっては、まず、老朽度、危険度等に係る評価対象を従来の学校単位から学校施設の棟単位(校舎・渡り廊下、屋内運動場等)に絞り込むとともに、「優先度ランク表」についても、より現状に即した評価が行えるよう、次表のとおり見直した。

校舎リニューアル整備計画評価ポイント（見直し）

※評価ポイント等については、定期的に現場の老朽度の進捗により、評価を見直す。

区分		内容	評価ポイント	評価視点		
老朽度	築年数	建築後50年以上	4	建設年度を基準に評価 (平成26年1月1日現在)		
		建築後40年以上50年未満	3			
		建築後30年以上40年未満	2			
		建築後30年未満	1			
利用度	児童・生徒数	600人以上	3	平成25年5月1日現在の児童・生徒数を 基準に評価		
		200人以上600人未満	2			
		200人未満	1			
危険度	非構造部材 の耐震化	天井材・照明器具	必要あり（未完了）	2	天井材、照明器具、外装材や内装材等の建 築非構造部材を評価 ただし、窓ガラスの飛散防止フィルムの貼 付については、すでに全校で実施し、経年 劣化に伴い、順次更新が必要となる	
			必要あり（一部完了）	1		
			必要なし	0		
		備品・機器類の固定	必要あり（未完了）	2		・放送機器やテレビ等の設備機器及びロッ カーや書棚等の家具を評価 ・倒壊の危険性があるものについて、壁や 梁などに固定が必要となる。
			必要あり（一部完了）	1		
			必要なし	0		
	防水改修		必要あり（未完了）	2	経年劣化や外傷等による屋上防水機能を 評価	
			必要あり（一部完了）	1		
			必要なし	0		
	外壁改修		必要あり（未完了）	2	外壁の剥離が生じ、落下の危険性が考え られるもの等	
			必要あり（一部完了）	1		
			必要なし	0		
	内装改修	床 (教室)	必要あり（未完了）	2	教室内において、床材の傷み、汚れ等が 生じているもの	
			必要あり（一部完了）	1		
			必要なし	0		
		壁 (教室)	必要あり（未完了）	2	教室内において、壁材の傷み、汚れ等が 生じているもの	
			必要あり（一部完了）	1		
			必要なし	0		
		天井 (教室)	必要あり（未完了）	2	教室内において、天井材の傷み、汚れ等 が生じているもの	
			必要あり（一部完了）	1		
			必要なし	0		
		床 (廊下・階段室)	必要あり（未完了）	2	廊下及び階段室において、床材の傷み、 汚れ等が生じているもの	
			必要あり（一部完了）	1		
			必要なし	0		
		壁 (廊下・階段室)	必要あり（未完了）	2	廊下及び階段室において、壁材の傷み、 汚れ等が生じているもの	
			必要あり（一部完了）	1		
			必要なし	0		
天井 (廊下・階段室)		必要あり（未完了）	2	廊下及び階段室において、天井材の傷 み、汚れ等が生じているもの		
		必要あり（一部完了）	1			
		必要なし	0			

学習環境度	トイレ改修	老朽化	必要あり（未完了）	2	①便器本体の改修、②タイル等の内装改修、③ブースの改修の必要があるもの	
			必要あり（一部完了）	1		
			必要なし	0		
		洋式化率	25%未満	2		・総便器数（小便器を除く）に対する、洋式便器数の割合 ・屋内運動場については、男女各1か所の洋式化を目標とする
			25%以上60%未満	1		
			60%以上	0		
	悪臭による排水系統改修	必要あり（未完了）	2	配管やトラップ等の排水系統の改修が必要となるもの		
		必要あり（一部完了）	1			
		必要なし	0			
	空調設備設置	必要あり（未完了）	2	普通教室及び管理諸室以外に対するもの（普通教室の天井扇風機の設置、管理諸室への空調設置が完了しているため）		
		必要あり（一部完了）	1			
		必要なし	0			
教室内部の木質化	必要あり（未完了）	2	安全で快適な教育環境の整備を目的としたもの			
	必要あり（一部完了）	1				
	必要なし	0				
学習対応度	多目的ホール・教室	なし（必要性あり）	2	多様な学習形態に対応することができる		
		なし（必要性なし）	1			
		あり	0			
	少人数学習室	なし（必要性あり）	2		特別支援学級など、学校の必要性に応じて判断する	
		なし（必要性なし）	1			
		あり	0			
地域開放度	社会開放	なし（必要性あり）	2	/		
		なし（必要性なし）	1			
		あり	0			
	地域内にある生涯学習の場として利用できる公共施設数（学校を除く）	1箇所もない	3			
		1箇所～4箇所	2			
		5箇所以上ある	1			

※優先度ランク表については、以下のように見直しを行う。

項目	旧		新	備考
評価対象	学校単位	→	学校施設の棟単位	校舎・渡り廊下と屋内運動場に分類
危険度	耐震補強	→	非構造部材の耐震化	構造体に対する耐震補強は平成21年度に完了しているため
	—	→	防水改修	追加
	—	→	内装改修	追加
学習環境度 ※新規項目として追加	—	→	トイレ改修	追加
	—	→	空調設備設置	追加
	—	→	教室内部の木質化	追加
学習対応度	多目的ホール	→	多目的ホール・教室	統合
	多目的教室			
アンケート集計 バリアフリー環境	アンケート集計 バリアフリー環境	→	×	当時の調査以降実施していないため
地域開放度	プラザ	→	×	地域から要望があれば、学校施設を可能な範囲で開放しているため
公共度	地域内にある生涯学習の場として利用できる公共施設数（学校を除く）	→	地域開放度の項目に変更	—

※評価ポイントの高い順（＝優先度の高い順）に整備を進めていく。

※屋内運動場については、学習対応度、地域開放度の項目は除外する。

※棟別評価において、トイレが当該棟に整備されていない場合については、相対的な評価ができるように中間点（1点）を加算するものとする。

なお、学校施設の老朽化の進行を遅らせ、長寿命化を図るためには、早期に計画的に着手しなければならない。しかしながらその前に、緊急度の高い修繕を早急に完了する必要があることから、学校からの要望等に基づき、優先順位を付けた上で、直営による応急処置を含め、迅速かつ計画的に対応することが求められる。

(3) 課題

本市では、発生が懸念される東海地震や神奈川県西部地震への対策として耐震補強工事を最優先で実施してきたため、当初、整備計画で予定した15校のリニューアル整備が結果的に3校にとどまったため、学校施設の老朽化が顕著となっている。

このため、緊急度の高い屋上防水、外壁、内装改修に早急に着手するとともに、電気設備、機械設備等についても計画的に改修を進めていく必要がある。

また、新たな学習指導要領において求められる教育環境として求められている規模、形態、機能を備えていない施設については、その対応が求められるとともに、地域防災の拠点としての施設の改善も必要である。

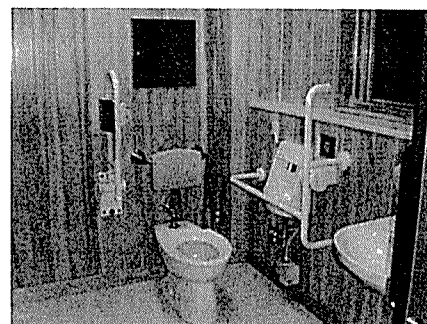
このような観点から、今後は、施設の安全確保と併せ、長寿命化対策や環境整備が課題となってくる。

これに加え、少子高齢化社会の進展に伴う児童生徒数の減少、全体の3割を超える建築後40年以上の学校施設の今後のあり方等を視野に入れた中で、学校の統廃合を含めた学校施設の建替えについて検討していくことも大きな課題である。

3 基本方針

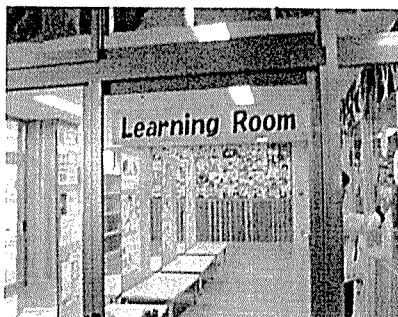
(1) 基本的な考え方

国では、学校施設の老朽化対策について、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」を設けて検討を行い、平成24年8月に「学校施設老朽化対策ビジョン（仮称）」の「中間まとめ」を経て、平成25年3月に「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」が公表されたところである。



《早川小》

この中において、国は、建物材料の経年劣化を原因とした構造体としての強度の低下等による安全対策、雨漏りや設備機器・配管の破損対応、教育内容や方法の多様化に伴う少人数指導やICT^{注1}教育などに係る諸施設・設備等の機能面の充実、壁等に断熱化の図られていない従来の建物での良好な温熱環境を確保し、エネルギー消費の無駄を抑制するための環境面での対応、そして、国・地方とも厳しい財政状況の中において、効率性を十分に考慮した上で、老朽化対策を行っていく必要があるとしている。



《白山中》

そこで、整備計画の再検討にあたっては、子どもたちの安全確保を最重要課題とし、安全で快適な教育環境の整備、学校ICT化の推進、災害対策の強化を図るために、財政状況を考慮しながら、コスト意識をもち、学校教育振興基本計画に沿った、時代やニーズに合わせた整備を推進することを基本方針とする。

注1 ICT (Information and Communication Technology) : 「情報通信技術」。
IT と同義語であるが、コンピューター技術の「活用」に着目する場合にもちいることもある。総務省でも「IT 政策大綱」を「ICT 政策大綱」と改称したり、教育現場においても文部科学省が公立学校において、子どもたちの情報活用能力の育成を図るための「ICT 環境整備事業」を展開している。」

① 安全で快適な教育環境の整備

これまで神奈川県西部地震などの発生を懸念し、耐震化対策を優先して進めてきたが、校舎や屋内運動場の雨漏りをはじめ、外壁剥離、天井や床の傷みなど、



《雨漏り》

児童生徒の教育環境に支障をきたしているものが先送りになっている。非構造部材^{注2}の耐震化や施設内の段差解消等のバリアフリー化、及び学校から毎年要望が挙がりながらも執行できずにいる雨漏り防止のための防水改修や外壁改修、トイレの改善、プールの塗装剥離・歩廊改修等の整備、熱中症対策としての天井扇風機や空調設備の設置、また、校庭の芝生化や中学校への武道場の整備といった教育環境の整備など、緊急度の高い修繕を平成28年度までに概ね完了とするため、未執行部分の対応を早急に行う。また、災害時には広域避難所となるため、屋内運動場の吊り天井等を撤去するなど、安全性の確保を更に重要視し、「安全・安心な施設環境の確保」を目的として、危険性のある箇所の速やかな改善を図る。なお、「不審者侵入の防止などの防犯性も備えた安心感のある施設環境形成」を図るといった、子どもたちが安心して学べる教育環境を確保することも必要である。

老朽化対策は直近の課題であり、屋上防水や外壁改修等を最優先で行い、雨漏りやモルタル落下等の劣悪な教育環境を改善する等、この「小田原市学校施設整備基本計画」に基づき対応していく。



《床の剥がれ・傷み》

注2 非構造部材

建物の構造体以外の天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器、家具等

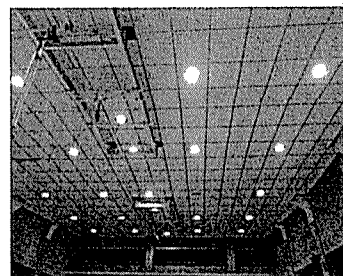
※学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議：

「学校施設老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」(平成25年3月)より抜粋

《屋内運動場の吊り天井》



《吊り天井なし》



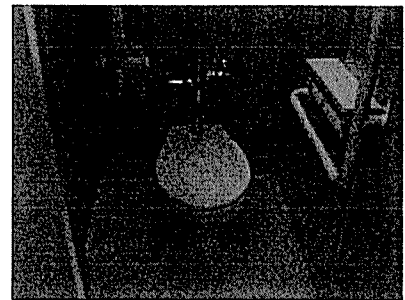
《吊り天井あり》

② 学校ICT化の推進

社会の情報化が急速に進展し、今後も更なる情報通信技術（ICT）の発展が予想される中、学校においても、ICTを活用した「わかる授業」の実践や、児童生徒の「情報活用能力」の育成、校務の効率化等のニーズが高まってきていることから、教育ネットワークシステムの更新を機に、学校ICT化を推進していく。

③ 災害対策の強化

非構造部材の耐震化対策を「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」に基づき、屋内運動場の吊り天井の撤去等を行うとともに、「学校施設バリアフリー化推進指針」に示されているバリアフリー化も推進していく。また、災害時には広域避難所として使用されるため、学校トイレの改善等、環境整備も併せて行う。



《早川小》

(2) 方向性

「整備計画」の見直しに伴い、リニューアルに特化せずに維持保全計画等、様々な計画を総合的に整理し、短期計画で緊急度の高い修繕を行い、中期から長期に及び計画として、施設の長寿命化、機能向上、更に建替え、統廃合に亘る計画を整備していく。



《外壁改修後の白山中》

また、学校施設における老朽化の進行や教育を取り巻く環境の変化により、整備計画の評価ポイントに定めた項目では、指標として十分な機能を果たすことが難しくなっていることから、現状に即した見直しを行った上で、長期保全計画における劣化調査結果との整合性を図りながら、中期・長期の各実施計画を策定するとともに整備を行っていく。

① 短期計画（緊急度の高い修繕）※平成26年度～平成28年度

老朽化が進行した施設の中で、危険性のある部分の速やかな改善を最優先課題とした緊急度の高い修繕を早急に行い、子どもたちが安心して学べる教育環境の整備と安全性の確保、また、学校からの工事要望や保守点検結果からの要修繕箇所の修繕を目的とした整備を平成28年度までに行う。

② 中期計画（長寿命化計画、施設機能の向上）※平成29年度～平成34年度

老朽化の進行した学校施設の整備を行うにあたっては、計画的な整備が重要である。そのため、これまでのような施設及び設備に不備が生じてから保全を行う「事後保全」から、日頃の計画的・定期的な点検を通して、不具合を未然に防止する「予防保全」への転換を図っていくことが必要である。そこから、学校施設の長寿命化を図るために日常の維持管理がしやすい施設づくりを行い、日頃からの施設や設備の点検結果等による状況の把握に基づき、屋上防水改修、外壁改修、内装改修、トイレ改修、電気、給排水設備の延命化など国・県の補助金等を活用した計画的な修繕・更新を行っていく。

また、非構造部材の耐震化については、「学校施設における天井等落下防止対策の手引」にある天井等総点検用マニュアルのチェック項目に基づいた耐震点検を行った上で、学校毎の対策を講じていく。

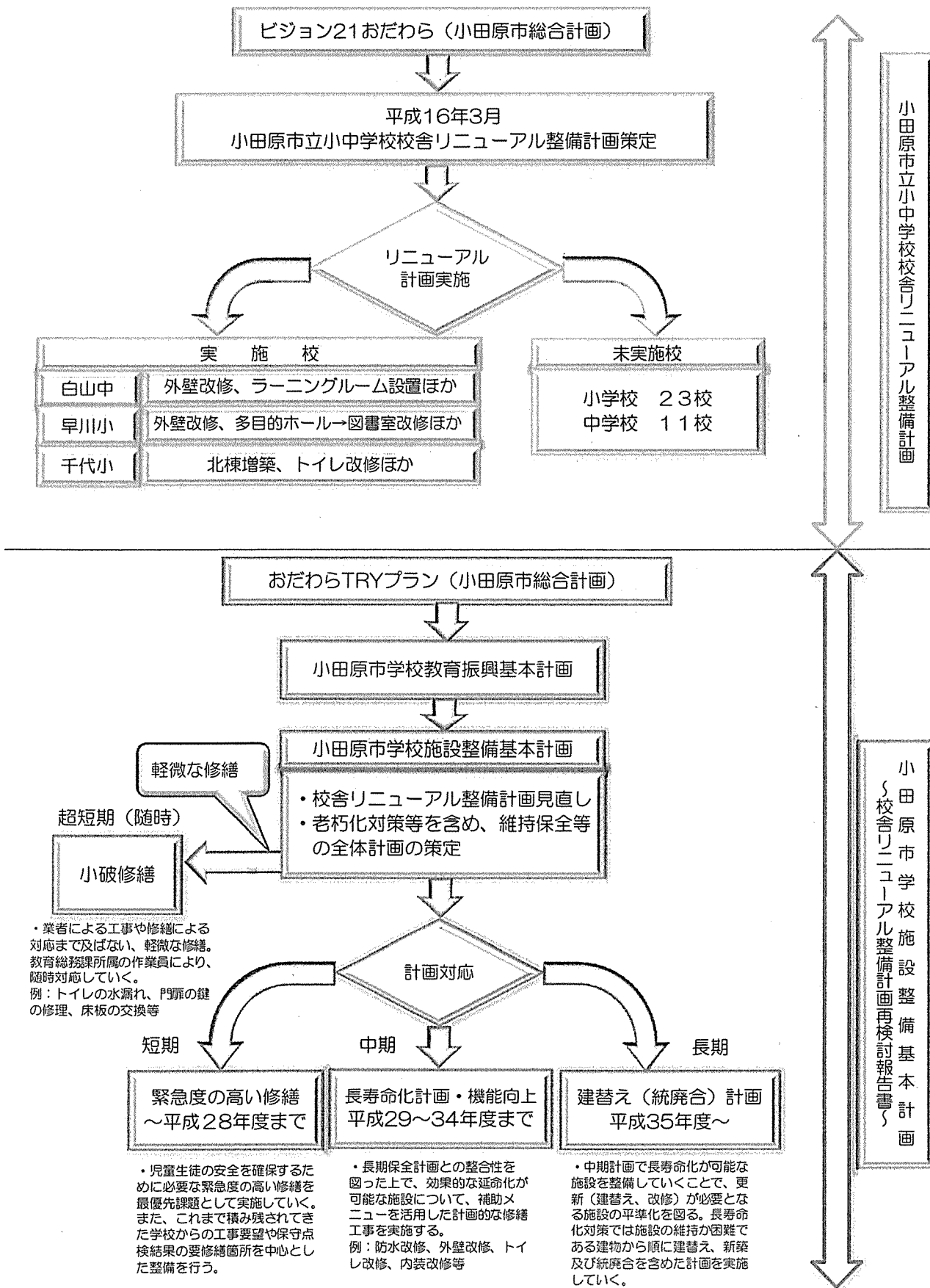
加えて、リニューアル整備計画において謳われていた、ゆとりとうるおいのある教育環境の整備を目指した、地産地消による地場産の木材を活用した教育環境の整備や段差解消のためのバリアフリー化、多様化する学習展開の中で、地球温暖化や環境問題に配慮したエコスクール化の推進、自然エネルギーを活用した太陽光発電の導入など、これまでの考え方も踏襲した整備に取り組む。また、平成29年度からの施行が予定されている、本市全体の長期保全計画とも整合性を図り、長寿命化での更新時期分散による財政負担の平準化に合わせた整備を行い、建替えや統廃合といった長期計画の策定につなげていく。

③ 長期計画（建替え（統廃合）計画）※平成35年度以降

学校施設の将来の在り方について、国の指針では、財政的な面を踏まえて改築から長寿命化改修への転換を図ることを必要としている。ただし、長寿命化対策で施設の延命化を図っても、耐用年数の延長が期待できない施設については、建替えを長期計画の中で検討していく必要がある。

なお、その際には、統廃合も視野に入れて検討していく。

整備に係るフローチャート



4 整備の方向性

(1) 建築物及び付属施設等の整備

校舎や、屋内運動場、プール、共同調理場、学校給食センター等における計画的整備の推進及び新しい教育に対応した環境整備を目的とする。

各校の主要構造部については、すでに耐震補強工事が完了しているが、非構造部材の耐震化については、窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼付が完了しているところである。

① 校舎・園舎

校舎及び園舎は児童生徒園児が一日の大半を過ごす中心的な施設であることから、その安全性はもとより、機能の確保が重要である。また、建物の長寿命化対策を図るためには、整備の優先順位としては、雨漏りにより授業に支障をきたす防水改修を最優先とし、外壁剥離等の改修による安全対策を行うとともに、子どもたちの一番身近な室内環境整備により、使い勝手の向上や教科の枠を超えた多様化する教育内容に対応できる整備を行っていく。

② 屋内運動場

橋中学校、城南中学校、前羽小学校、及び下中小学校の屋内運動場は吊り天井になっているため、非構造部材の耐震対策を講ずる必要がある。近年の大地震において大きな被害をもたらしている吊り天井においては、落下した場合の危険性も高いことから、「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」のチェック項目一覧に基づき、屋内運動場の吊り天井を対象とした落下防止対策を早期に推進していく。

③ プール（水槽、歩廊、ろ過機）

腐食に対する定期的なプールの水槽の再塗装や歩廊の改修、また、循環ろ過装置の改修を行う。

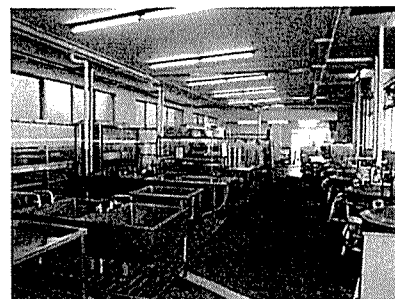
一方、ランニングコストとして多額の費用負担が生じていることから、保有施設全体の傷み具合を考慮した上で、将来的には複数校で共用のプールを使用するなど、プール施設自体の在り方を見直す。



《プール水槽・歩廊》

④ 共同調理場・学校給食センター

共同調理場や学校給食センターにおいては、衛生面での基準を的確に遵守する必要があることから、老朽化して傷みの激しい床、天井、壁の修繕、給湯器、冷蔵設備、ガス・水道配管などの設備の整備を優先して行う。また、老朽化が激しい学校給食センターにおいては、管轄の小学校の単独調理場を改修



《給食調理場》

して、親子調理方式等の複数校の調理も併せて行えるような施設に改修する、または別の場所に建替えるなど、今後の給食の運営方式を含め見直しを行う。

⑤ 付属施設及び工作物

吹き抜けの渡り廊下や簡易な小規模構造物、防球ネットや鉄棒などの建物以外の工作物は、その対象となるものが多岐に渡るため、児童生徒の安全確保を優先した整備を行っていく。

(2) 建築物（天井、床等）及び設備（機械、電気）の工種ごとの整備

防水や外壁改修及びトイレや内装など建物内部の改修における計画的な整備を行っていく。建物の構造上、外壁や内装などの整備を実施するには、雨水等の浸入がないことが条件となることから、雨漏りしている場合には、まず、防水施工を行うことが必要であり、工種毎における優先順位を考慮した上で、整備計画を策定する必要がある。

① 屋上等の防水改修

校舎の建設は、増築を重ね、防水工事もつぎはぎの施工が行われてきたため、本来の老朽化はもとより、つなぎ目が雨漏りの原因ともなっている。このことから、棟単位等、一体的な施工範囲を基本に改修を進める。



《防水工事施工後》

防水施工のメーカー推奨耐用年数については、概ね 15 年となっているが、本計画においては、20 年を目途に計画的に改修していくこととし、158 棟あることから年間 8 棟の改修を行っていかなければならない。（防水改修費については補助対象外）

② 外壁改修

外壁は構造体であるとともに、雨、風、温湿度差などの自然環境から居住環境を保護する役割をもっている。校舎の老朽化に伴う仕上げ材のひび割れ、浮き、剥離については放置すると剥落による危険があり、雨水等の浸入によりコンクリート中の鉄筋の腐食を早める原因にもなることから、計画的な改修を行う。

改修にあたっては、外壁に使用されているモルタル材の経年劣化による落下や剥離を防ぐピンネット工法など状態に応じた効果的な工法を選択し、施工を行う。

※学校施設環境改善交付金・防災機能強化事業（補助率1/3、起債額75%）

③ 内装改修

建物内部の床、壁、天井の仕上げ材の経年による劣化や汚れは教育環境の悪化を招き、屋上防水機能の劣化等に起因する雨漏りにより、かびの発生、天井板や床材の傷み等が生じ、児童生徒が危険にさらされることもあることから、防水工事の改修計画とも歩調を合わせつつ、計画的な整備、修繕をしていく。また、併せて学校要望等を取り入れ、現在の学習内容に合わせた機能的な整備を行っていく。

④ トイレ改修



《便器の洋式化》

便器やブース等の破損、配管の老朽化に伴う漏水や詰り、悪臭など、児童生徒が常に使用する場所であることから、学校からの改修要望が多い。改修にあたっては、床面の乾式化や壁等の内装改修、便器の洋式化、配管改修、ブースの交換などが挙げられ、節電、節水、耐久性、バリアフリー化を考慮した環境整備を計画的に行う。

※学校施設環境改善交付金・大規模改造

（補助率1/3、起債額75%）ただし、改修規模による。



《床の乾式化》

⑤ 機械設備

学校施設の機械設備には、給排水衛生設備や、空調設備、ガス設備等があり、こ

れら機械設備の故障は、学校施設の安全面や運営に直結していることから、老朽化対策や機能向上の整備を計画的に行っていく。

⑥ 電気設備

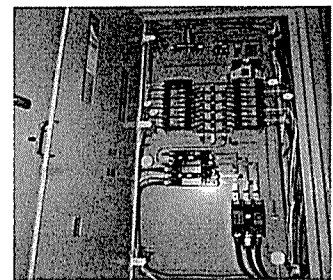
学校施設における電気設備の故障は、機械設備と同様に学校施設の安全面や運営に直結していることから、老朽化対策や機能向上の整備を計画的に行っていく。なお、更新時期を大幅に超えてしまっている電気設備については、機能低下による事故や停電などの危険性が生じてくるため、電気主任技術者等からの点検結果や意見を参考にする。

ア 受変電設備

「東京電力（株）」から6千ボルトの高圧の電気を受け、学校施設内の電灯や動力用に使用できるよう低圧の電気に変換し、配電する設備である。受変電設備の不良は、重大な事故に直結する問題であることから、自家用電気工作物保安業務委託による電気主任技術者の保守点検結果に基づき、適宜修繕を行っていく。また、設置年の古いものについては機器類や絶縁油の経年劣化等により故障が生じてくるため、全体的な改修を含め計画的に整備していく。

イ 強電・弱電設備

学校施設においては、強電設備として電灯・コンセント設備、揚水・排水ポンプなどの動力設備などがあり、弱電設備としては放送設備、テレビ共聴設備、自動火災報知設備などがあるが、精密機器の経年劣化等により故障が生じたり、消防法等に関わる設備もあるため、全体的な改修を含めて計画的に整備していく。



《分電盤》

⑦ 非構造部材の耐震化

非構造部材とは、構造設計・構造計算の対象となる構造体以外の部材を指す。具体的には天井材、外装材、照明器具、窓ガラス、家具等をいう。本市の学校施設の耐震化は平成21年度に全て完了しているのに対し、非構造部材の耐震化は窓ガラ

スへの飛散防止フィルムの貼付等の一部を除いて、ほとんど進んでいない。

非構造物の耐震化に対する課題として、危険箇所の把握に専門的な知識を必要とされることや、整備に対しても多額の費用がかかることが考えられる。

しかし、東日本大震災においては学校施設内の天井材や照明器具などの非構造部材の被害の事例も多数あることから、早急な対策をとることが必要となっている。

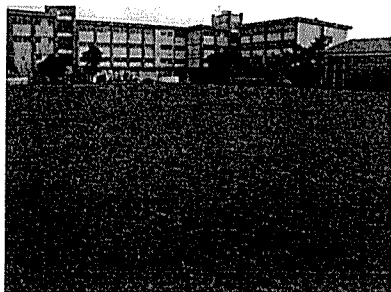
非構造部材の耐震化については、平成 21 年に文部科学省からガイドラインが示されていたが、平成 25 年 8 月に建築基準法が改正され、吊り天井に関する技術基準が制定されるとともに、文部科学省から「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」も示されたことから、これに基づき計画的な整備を行っていく。

(3) 校庭（園庭）

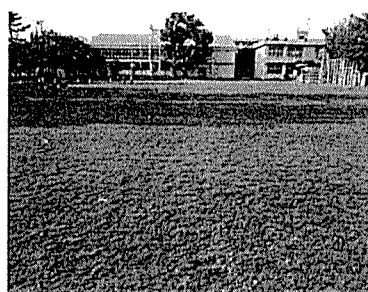
雨水の滞留や強風による砂埃を原因とした近隣住民への被害を防ぐため、不陸改修や、グリーンサンドを利用した砂埃低減及び表面排水方式などによる良好な運動環境の整備を推進していく。

① 芝生化

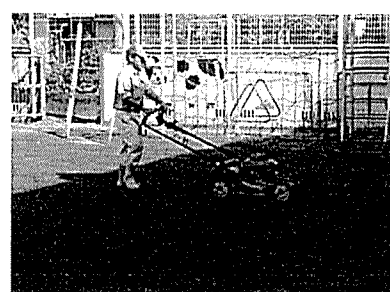
校庭・園庭の芝生化は、児童生徒の運動における安全性の確保や体力向上、また、砂塵防止や気温上昇抑止効果が期待できる。平成 21 年度から芝生化を開始し、これまで下府中小学校、新玉小学校、東富水幼稚園、酒匂幼稚園に導入してきた。今後は幼稚園への優先的な導入を予定しているが、芝生化を推進するためには、継続的な維持管理（水撒き、芝刈り、施肥、補植等）のためにランニングコストの確保と人員の確保が必要であることから、学校や地域の理解や協力等の体制の構築を図った上で、計画的な導入スケジュールを立てて順次進めていく。



《下府中小》



《新玉小》

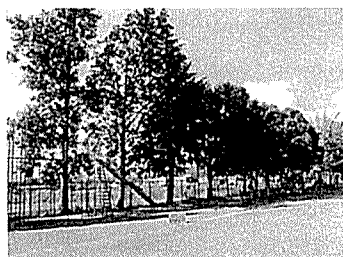


《酒匂幼》

《校（園）庭の芝生化》

② 樹木剪定

学校敷地内の樹木については、生育とともに枝葉が防球ネットを突き破り、防犯灯を覆い隠すほど校地外に伸びたり、強風等による倒木や枝折れなどの危険性もあることから、年間を通じて適切な管理が求められている。そこで、各学校施設等の樹木管理のため、樹木台帳を作成することでその把握に努め、計画的、また、適切な管理を遂行していく。



剪定前



剪定後

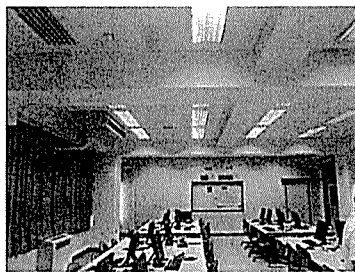
《樹木剪定作業》

(4) 教育ネットワークシステム

教育ネットワークシステムとは、市立の小中学校及び市の教育部各課に導入している情報機器により構成されているネットワークシステムのことである。

平成 24 年度の「教育ネットワークシステム検討会」を経て、回線の高速化、校務用パソコンの増設、校務支援システムの導入、自宅利用環境の整備、イントラネットの拡張、ホームページ更新システム及び緊急情報発信システムの導入、保守管理体制の一元化を柱として新システムへの更新を進めている。

新システムは、平成 25 年 11 月から運用開始しているが、校務支援システムを用いた成績表（票）情報の入力と緊急情報発信システムの運用については、利用者に十分な導入研修と試験運用を実施し、安全かつ有効に活用するため、平成 26 年 4 月からの運用開始を予定している。



《新システム導入》

(5) 環境整備

現在、地球温暖化や大気汚染などの環境問題が注目されている中で、学校施設においても自然エネルギーの活用及び省エネルギー化などのエコロジー対策を講じ、実践していかなければならない。また、小田原ならではの教育環境づくり一環として内装の木質化や地域コミュニティの活動の場としての役割も持つことから、バリアフリー化などの環境整備を推進していかなければならない。

① 創・蓄・省エネルギー

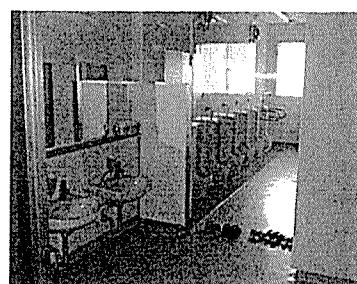
環境問題は全世界において共通の緊急的課題である。太陽光発電（創）→蓄電（蓄）→効率的に使用（省）できるようなシステムの構築を図るため、地球温暖化や環境問題に配慮したエコスクール化の推進に併せて、自然エネルギーを活用した太陽光発電の導入を屋上防水改修と併せて検討する。なお、平成 25 年度は、「小田原市太陽光発電屋根貸し事業」に参画し、富水小学校と下曾我小学校の校舎屋上に太陽光パネルを設置する。

② 内装の木質化

学校施設においては、児童生徒がいかに居心地の良い空間で学習ができるかで、その効果も異なってくる。また、暖かな雰囲気の中で、ゆとりある学習空間と環境を提供するために、図書室などの環境改善を目的とした地場産材を使用した内装の木質化について、内装制限に係る法令等に配慮しながら推進していく。

③ バリアフリー化

学校施設は、地域コミュニティの活動の場でもあることから、できるだけ多くの人々が利用可能な環境整備を必要とされ、文部科学省の「学校施設バリアフリー化推進指針」にも示されている。施設内のバリアフリー化は、利用頻度の高い校舎 1 階部分や普通教室、トイレ、地域コミュニティ施設等を中心に推進し、段差解



《バリアフリー化》

消、階段の手摺設置等の安全でわかりやすいデザインを心がけた整備を進めていく。

④ 焼却炉撤去

平成9年10月に旧文部省から、ダイオキシン類などの排出に対して安全性が確認できない限りにおいては原則として使用をやめるべきとの通知がされたことに基づき使用を中止した。それ以降は屋外に放置された状態にあるため、経年劣化等で破損や腐食等が進行している。学校現場からは長年にわたり廃棄要望があげられているため、計画的に撤去していく。

⑤ PCB使用機器廃棄

PCBを使用した機器の廃棄については、平成17年11月に東京処理施設が操業を開始し、平成19年以降は神奈川県分の廃棄物処理を行うこととなっていたが、当該施設にて起きた事故等の影響から処理予定が大幅に遅れている。PCB廃棄については処理期限が平成28年7月までとなっているが、平成24年12月のPCB特措法施行令の一部改正により平成39年3月31日に変更された。ただし、その処理については依然として未定となっており、保管にあたっては、最善の管理体制を確保していく。

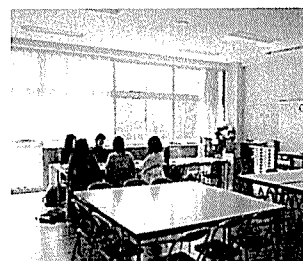
⑥ アスベスト対策

平成17年7月の文科省通達により、アスベスト含有箇所の飛散状況調査を行った。この結果、昭和62年に封じ込め工事を行った小学校3校のほか、矢作小、報徳小、橘中、矢作幼での飛散が判明したため、平成18年度に新玉小、芦子小、東富水小、矢作小、橘中、矢作幼で除去工事、報徳小学校の屋内運動場については囲い込み工事を実施した。今後は、封じ込め及び囲い込みをした施設のアスベスト及び非飛散性のアスベストについて、法令と照らし合わせながら処理後の維持保全に留意していく。

(6) その他

① 余裕教室

今後の児童数の変化に伴い、余裕教室についても増減が予想される。学校施設は地域コミュニティや生涯学習



《余裕教室の活用→地域開放》

の場としての地域活動や放課後児童クラブ等の学校以外の利用もされていることから、各校に使用されていない余裕教室がある場合は「防災備蓄倉庫」、「地域開放プラザ」、「放課後児童クラブ」として、用途制限等の法令等に配慮しながら転用活用していく。

② 避難所としての整備

学校施設の耐震化は、利用者である児童生徒の安全確保を図るために推進してきたものであるが、一方では、災害発生時における広域避難場所としての役割も果たしている。特に、小学校は広域避難所及び仮設救護所に、中学校は広域避難所二次施設として指定されているため、耐震化だけではなく避難者が利用するためのバリアフリー化等の整備も必要とされている。なお、小学校の屋内運動場の便器の洋式化については、男女各 1 か所ずつではあるが今年度すでに整備を完了したが、今後は非構造部材の耐震化や老朽化対策などについて順次計画的に整備していく。

③ 武道場の整備

平成 24 年度より学習指導要領の改訂に伴い、中学校の武道が必修化されたが、施設の現状としては、城山中学校と橘中学校のみ武道場を整備している。しかしながら、その他の学校では、応急的な対応をしていることから、今後は各中学校への武道場の整備を検討していく。

5 整備スケジュール

行政管理課及び建築課においては、「市有施設の管理運営に係る基本方針」に基づき、「長期保全計画・維持修繕計画」の策定を進めていることから、施設の長寿命化については、計画との整合を図る必要がある。

そこで今後の整備計画を立てるにあたり、短期間に行う必要のある緊急度の高い修繕については、児童・生徒の安全性の確保と、各学校からあがってくる修繕や工事の要望総件数となる約 300 件ほどの中から、その優先順位を決めながら整備を進め、中長期に及び計画としては、学校全体の機能、棟ごとの老朽化の進み具合等を勘案しながら、施設の長寿命化と機能向上、建替え、統合について、国庫補助金等を有効的に活用した計画を立てていく。

※各項目別の整備計画については、資料編の各事業別改修計画による。

◎年度別計画予定表

・短期計画で行う維持修繕及び中長期に及ぶ大規模改修の年度別計画

分類	年度別計画					備考
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29～34年度(中期)	平成35年度～(長期)	
小田原市学校施設整備基本計画	<p>超短期 (小破修繕)</p> <p>随時対応(トイレの水漏れ、門扉の鍵の修理、床板の交換等)</p>					業者による工事や修繕によらず、作業員による随時対応可能な軽微な修繕計画。
	<p>短期計画 (維持修繕)</p> <p>緊急度の高い修繕</p> <p>学校要望等のヒアリングにより順位づけされた優先度の高い修繕</p>					
中・長期計画 (大規模改修)	<p>学校施設の長寿命化や教育環境の改善、質的・機能向上など中期的な視点に立った計画の整備</p>		<p>・前年度までの計画に基づく事業の実施 ・学校施設の統廃合等を含めた長期的な視点に立った計画の整備</p>			<p>緊急度の高い修繕(安心して学べる教育環境の整備、児童生徒の安全性の確保等)を目的とした修繕計画。平成28年度までに一定の自途を立て、以降は各年度の学校要望を踏まえた上で、緊急性の高い修繕を行っていく。</p> <p>学校施設の長寿命化及び新たな教育などの教育環境の改善を目的とした整備計画。文部科学省が所管する公立学校施設整備国庫補助金のほか、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の活用を含めた整備を行う。</p>
	<p>長期保全計画 維持修繕計画</p> <p>劣化等調査期間</p> <p>長期保全計画作成(案案)</p> <p>長期保全計画作成(策定)</p> <p>計画実行</p>					

◎短期計画の概要

小学校(25校・93棟)、中学校(11校・59棟)、幼稚園(6園・6棟)、学校給食センター及び共同調理場(4場・4棟)の整備計画としては、校舎・園舎等建物の屋上防水、外壁、耐震改修(非構造部材)及びトイレ等を中心に、今後3年間のうちで緊急度の高い修繕を実施し、全体として、平成28年度までの3年間で18億円程度を見込んでいます。

なお、平成29年度以降の財政計画については、中期計画(平成29年度～平成34年度)において長寿命化対策を講じ、長期計画(平成35年度以降)において取り組むこととなる施設の更新時期の分散を図り、財政負担の平準化に努めるものとする。

※参考資料（これまでの校舎リニューアル関係事業費）

①白山中学校 平成16年度 中校舎東棟及び中央棟改修工事 58,131,150 円
 【91,242千円】 平成17年度 中校舎西棟改修及びエレベーター設置工事 33,110,700 円
 なお、最も老朽化している北校舎は、建替を予定していたが予算がつかず計画を断念している。

②早川小学校 平成19・20年度 校舎リニューアル工事
 【130,241千円】 (第一期：外壁改修、教室内部改修等) 32,011,140 円
 (第二期：普通教室改修、トイレ新築等) 98,229,495 円

③千代小学校 平成20・21・22年度 校舎リニューアル工事
 【255,390千円】 (第一期：東側1階トイレ改修、昇降口改修等) 27,665,400 円
 (第二期：中央棟トイレ改修、昇降口改修等) 31,908,450 円
 (第三期：北棟整備) 191,983,347 円
 平成23年度 家庭科室改修工事 3,832,500 円

◎学校施設整備にかかる国庫補助制度（文部科学省）

(平成25年度)

事業名	補助率	摘要	対象工事
校舎・屋内運動場の新増築	1/2	資格面積 ※1	・校舎及び屋内運動場の新築又は増築
不適格建物の改築	1/3	資格面積、耐震力不足	・構造耐震指標が不足する校舎及び屋内運動場の改築
地震防災対策	1/2 2/3	Is値0.3以上0.7未満 Is値0.3未満	・原則として、新耐震設計法（昭和56年）前の基準により建築された学校施設の耐震性の向上
長寿命化改良	1/3	下限額7,000万円	・建物一棟全体（内部・外部共）の長寿命化 ・省エネルギー対策や多様な学習内容に対応できる環境の提供
大規模改造（老朽）	1/3	下限額7,000万円 建築後20年以上	・屋根もしくは外壁の改修 ・床もしくは内壁+天井の改修 ・備品に該当しない模様替え、改修工事、既存設備の撤去
大規模改造（教育内容）	1/3	下限額2,000万円	・少人数教室等の内部改造 ・建具断熱、省エネ設備導入
大規模改造（トイレ改修）	1/3	下限額 400万円	・トイレ環境改善のための全体的な改修
大規模改造（余裕教室）	1/3	下限額 200万円	・放課後児童クラブ、保育所、子育て支援センター、高齢者福祉施設等を整備するための内部改造
屋外教育環境施設整備	1/3	下限額1,000万円 補助時限 平成26年度まで	・グラウンドの芝張り、暗渠排水 ・学校ビオトープ、屋上緑化、壁面緑化
学校体育諸施設整備	1/3	対象面積 プール水面積 : 400㎡	・水泳プールの新改築 ・中学校武道場の新改築
防災機能強化	1/3	下限額 400万円	・建築非構造部材の耐震化 ・備蓄倉庫、屋外便所等屋外防災施設の整備 ・避難所指定校への自家発電設備の整備
太陽光発電等導入	1/2	下限額 400万円	・太陽光パネル等機器の設置 ・窓ガラスの断熱化、省エネ機器の導入等
地域・学校連携施設整備	1/3	補助時限 平成28年度まで	・文教施設（社会福祉、文化施設等）の整備 ・福祉施設（高齢者福祉、児童福祉等）の整備

※1 その学校の学級数に應ずる「必要面積」から今ある建物の面積「保有面積」を引いた面積

6 施設整備の実施に向けて

近年、国において様々な政策が施行されている中で、学校施設に関する施策として、予備費や臨時の経済対策による国庫補助金の活用を照会されることがあるが、それらの多くは、年度内の工事完了が条件に付されることから、設計開始から工事完了までを逆算すると時間的に間に合わず、結局は補助金の活用が困難となってしまうことが多い。そこで、有効的に国庫補助金を活用するため、優先して行わなければならない修繕工事については、あらかじめ事前設計を行い、準備を整えておく必要がある。



《外壁改修・城山中学校》

また、平成 29 年度には、市が所有する施設の効率的な運営を進めるため、施設の管理運営に係る基本的な方針を示した「市有施設の管理運営に係る基本方針」に基づく長期保全計画が策定される。この計画による施設等の調査結果を踏まえた上で、中長期計画で掲げる長寿命化整備を進め、施設の延命化を図っていくこととなるが、一方で新たな学習環境のための整備も必要とされる。学校は地域の教育財産であり、地域と連携していくための拠点でもあることから、地域総ぐるみで子どもたちを見守り育てていくスクールコミュニティを推進するための施設整備など長寿命化以外にも検討していく必要がある。

さらに、目標耐用年数を経過してしまった施設については、建替えや統廃合の検討を進めていくことが必要となる。

平成26年(2014年)1月

小田原市学校施設整備基本計画

～校舎リニューアル整備計画再検討報告書～

小田原市

小田原市教育委員会 教育総務課

議案第 2 号

小田原市社会教育委員条例の一部を改正する条例について

小田原市社会教育委員条例の一部を改正する条例について、次のとおり申出するものとする。

平成 26 年 1 月 23 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市社会教育委員条例の一部を改正する条例

小田原市社会教育委員条例（昭和39年小田原市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（設置等）</u></p> <p>第2条（略）</p> <p><u>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 学校教育の関係者</u></p> <p><u>(2) 社会教育の関係者</u></p> <p><u>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p><u>(4) 学識経験のある者</u></p>	<p><u>（設置及び定数）</u></p> <p>第2条（略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）第15条の規定による改正前の社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項に規定する委嘱の基準により委嘱された社会教育委員（以下この項において「改正前の委員」という。）である者は、この条例の施行の日に、改正後の第2条第2項に規定する委嘱の基準により社会教育委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、同日における改正前の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

平成26年 2 月17日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

社会教育法が一部改正され、社会教育委員の委嘱の基準について条例で定めることとされることに伴い、本市の社会教育委員の委嘱の基準についてこれに応じて必要な事項を定めるため提案するものであります。

小田原市社会教育委員条例の一部を改正する条例

[改正理由]

社会教育法が一部改正され、社会教育委員の委嘱の基準について条例で定めるところとされることに伴い、本市の社会教育委員の委嘱の基準についてこれに応じて必要な事項を定めるため改正する。

[内 容]

社会教育委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱することとする。

(第2条関係)

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

[適 用]

平成26年4月1日

議案第 3 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、次のとおり申出するものとする。

平成 26 年 1 月 23 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1. 改正理由

教育委員会の諮問に応じて調査審議をする附属機関として博物館構想策定委員会を設置するため改正する。

2. 対象となる委員会（教育委員会関係）

名 称	設 置 目 的	委員の数
博物館構想策定委員会	博物館構想の策定に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内

3. 施行予定年月日

平成26年4月1日